特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	大口町 公的給付支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

公的給付支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護を取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・大口町は、「公的給付支給等に関する事務」を行うため「臨時給付金システム」を使用している。 ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID・パスワード・生体認証により、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。

評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイ	(ルを取り扱う事務
①事務の名称	公的給付支給等に関する事務
②事務の概要	公的和刊の文和等の迅速かつ確実な実施のための預用。口座の登録等に関する法律、下和3十次年第38号)第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づく給付「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づく給付②住民税非課税世帯等臨時特別給付金「依所得の子育で世帯分)の支給について」(令和5年4月10日付こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知)に基づく給付②信民税非課税世帯等臨時特別を援事業支給要領の改正について」(令和4年5月26日付府政経運第280号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)に基づく給付③電カ・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金「令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和四年十二月十四日法律第九十八号)第一条」に基づく給付⑤電カ・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱(令和5年6月26日施行)に基づく給付⑥「令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱の一部を改正する要綱(令和15年6月26日的行)に基づく給付。⑥「令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱の一部を改正する要綱(令和15年12月25日施行)に基づく給付。⑥「令和15年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱の一部を改正する要綱(令和15年12月25日施行)に基づく給付
③システムの名称	臨時給付金システム、中間サーバシステム、統合宛名管理システム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイ	(ル名
1. 申請者情報ファイル 2	

┃1.申請者情報ファイル 2.対象者情報ファイル

3. 個人番号の利用

番号法第9第1項及び別表第一101項
番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号) [情報照会] 番号法第19条第8号及び別表第二121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める事務及び情報を定める命令第59条の4 [情報提供] 情報提供しない				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	大口町健康福祉部こども課、長寿ふくし課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
_					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	大口町総務部行政課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	大口町健康福祉部こども課、長寿ふくし課 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢>					
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点					
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満					
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点					
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値	判署	后	果
------	----	---	---

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	[書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	読しない(入手) [O]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	I-1-② 事務の概要	① 略 ② 略	① 略 ② 略 ③電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給 付金 令和4年9月26日付府政経運第394号内閣府政	事後	
令和4年10月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和4年6月1日時点	1,000人以上1万人未満 令和4年9月30日時点	事後	
令和4年10月1日	Ⅱ-2 取扱人数	500人未満 令和4年6月1日時点	500人未満 令和4年9月30日時点	事後	
令和5年4月1日	I-5-① 部署	大口町健康福祉部福祉こども課	大口町健康福祉部こども課	事前	
令和5年4月1日	I-8 連絡先	大口町健康福祉部福祉こども課 愛知県丹羽 郡大口町伝右一丁目35番地	大口町健康福祉部こども課 愛知県丹羽郡大 口町伝右一丁目35番地	事前	
令和5年5月10日	I-1-② 事務の概要	① 略 ② 略 ③ 略	① 略 ② 略 ③ 略 ④出産・子育て応援給付金 「令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差 押禁止等に関する法律(令和四年十二月十四 日法律第九十八号)第一条」に基づく給付	事前	
令和5年5月10日	I-1-③ システムの名称	臨時給付金システム、中間サーバシステム、統 合宛名管理システム	臨時給付金システム、中間サーバシステム、統合宛名管理システム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年6月26日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和4年6月1日時点	1,000人以上1万人未満 令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月26日	II-2 取扱人数	500人未満 令和4年6月1日時点	500人未満 令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月26日	I-5-① 部署	大口町健康福祉部こども課	大口町健康福祉部こども課、長寿ふくし課	事後	
令和5年6月26日	I-8 連絡先	大口町健康福祉部こども課 愛知県丹羽郡大 口町伝右一丁目35番地	大口町健康福祉部こども課、長寿ふくし課 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地	事後	
令和5年6月26日	I-1-② 事務の概要	① 略 ② 略 ③ 略 ④ 略	① 略 ② 略 ③ 略 ④ 略 ⑤ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 「令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格 高騰重点支援給付金支給事務実施要綱(令和 5年6月26日施行)に基づく給付	事後	
令和6年1月15日	I-1-② 事務の概要	① 略 ② 略 ③ 略 ④ 略 ⑤ 略	① 略 ② 略 ③ 略 ④ 略 ⑤ 略 ⑥「令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価 格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱の 一部を改正する要綱(令和5年12月25日施行)」 に基づく給付	事後	
		1	<u> </u>		